

1. 議事日程（平成29年第4回北広島町議会臨時会）

平成29年7月20日
午前10時開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
（平成29年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第1号））
追加日程第1 議案の撤回について
日程第4 議案第68号 調停の申立てについて
日程第5 議案第69号 調停に応じることについて
日程第6 議案第70号 財産の取得について
（雄鹿原・八幡診療所電子カルテシステム）
日程第7 議案第71号 財産の取得について
（大朝・新庄浄化センター移動脱水車）
日程第8 議案第72号 財産の取得について
（大朝支所除雪ドーザ）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 浜田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
7番 宮本裕之	8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一
10番 梅尾泰文	11番 室坂光治	12番 服部泰征
13番 伊藤淳	14番 中田節雄	15番 大林正行
16番 伊藤久幸		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 中原健	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 清水繁昭	豊平支所長 堂原千春
総務課長 古川達也	財政課長 信上英昭	保健課長 福田さちえ
商工観光課長 沼田真路	建設課長 砂田寿紀	上下水道課長 中川克也
学校教育課長 石坪隆雄		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。このたび7月初旬、九州福岡、大分をはじめ全国各地に襲った集中豪雨により多くの人命が失われ、まだいまだに多くの方が行方不明となっております。そして、甚大な被害が日本全国各地で起きております。本町においても、千代田地区で1名の方が犠牲となりました。また、芸北地区を中心に多大な被害が出ております。農業、農作物の被害、それから土砂災害いろいろ出ております。そうしたことを踏まえて、亡くなられた方に対しては、ご冥福をお祈りし、被災された方々に対してお見舞いを申し上げる次第でございます。ここで、このたび亡くなられた方々に対して哀悼の意をささげ、黙禱をささげたいと思います。（黙禱）

○議長（伊藤久幸） ありがとうございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤久幸） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番、伊藤淳議員、14番、中田議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤久幸） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って会期は、本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤久幸） 日程第3、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） おはようございます。それでは、承認第4号について概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成29年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 専決処分第7号、専決処分書。平成29年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第1号について保健課からご説明申し上げます。平成29年度北広島町豊平病院事業会計補正予算書第1号をお願いいたします。1ページをお開きください。第2条、平成29年度豊平病院事業会計予算、第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。第1款資本的支出、第2項建設改良費、補正予算額1080万円でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の2ページの実施計画をご覧ください。備考にございますように、臨床検査室、レントゲン室及び事務室に係る空調設備改修工事費でございます。病院内のエアコンは、平成13年度末に病院を新築した際取り付けられたものでございまして、16年を経過しております。今年6月12日に臨床検査室のエアコンが不調を来し、検査の結果、ガス漏れにより冷えないことが分かり、ガスを充填しました。しかし21日に再度冷えなくなりました。このエアコンは、1台の室外機が何部屋もカバーするタイプのマルチエアコンでございます。そのため心電図室、内視鏡室、レントゲン室も同時にエアコンが効かない状態となりました。あわせて事務室のエアコンも同様な状態となりました。検査室やレントゲン室などは、熱を発生する機器が多数設置されております。熱によって機能が落ちたり停止してしまう医療機器もございますため、緊急対策が必要でございました。お手元の資料に豊平病院の図がありますが、それぞれの部屋に業務用エアコンを設置するための補正でございます。資本的収入との差し引き不足分1080万円につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をさせていただきます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 09分 休憩

午前 11時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤久幸） 再開します。ここで執行部より議案の撤回の申し出がありました。お諮りします。議案の撤回についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、議案の撤回についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案の撤回について

- 議長（伊藤久幸） 追加日程第1、議案の撤回についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案の撤回について説明をいたします。議案第68号におきまして、調停の申し立てを行うこととしていた相手方から、平成29年7月14日に本町を相手方とする調停の申し立てがあり、町が調停を申し立てる必要がなくなったため議案の撤回を申し出るものです。よろしくお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾であります。平成元年の3月に面積的には6700㎡ぐらいの土地が売買契約されたということでもあります。その中身についてはお聞きをしてみたわけがありますが、いずれにしてもその売買契約の中の中身に、どういう目的で何年か使うかということはあるというふうに思いますが、そこら辺のところはお聞きするというにはならないんですか。この申し立ての取り下げについて、出された以上。そこはただいいのかいだけないのか。
- 議長（伊藤久幸） 議案についてでなしに、撤回についての質問はできますけど、議案についての質問はお受けできませんので、そこのご配慮願います。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） ですから、申し立てが出されたということで、申し立てをしようというふうに事前に思っていたけども、そのことをするというにはならなくなったということで、議案の提案があったというふうに理解すればいいということですね。
- 議長（伊藤久幸） はい。ほかにありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案の撤回についてを採決します。本件について、許可することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案の撤回については許可することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第69号 調停に応じることについて

- 議長（伊藤久幸） 日程第5、議案第69号、調停に応じることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案第69号について概要を説明します。議案集の5ページをお願いします。議案第69号、調停に応じることについて。本案は、損害賠償請求の調停に応じることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細については、担当から説明いたします。
- 議長（伊藤久幸） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 議案集5ページをお開きください。議案第69号、調停に応じることについてについてご説明をさせていただきます。1、事件名、平成29年（ノ）第49号損害賠償請求調停事件。2、裁判所、広島簡易裁判所。3、申立人、議案のとおりでございます。4、損害賠償請求に対する仮払金の額200万円。5、将来、北広島町が支払うべき損害賠償額が確定したときは、仮払金を控除した残額を支払うことになります。6、調停申立ての内容、（1）事件の概要、平成28年2月2日午前11時45分ごろ、芸北国際スキー場で北広島町立芸北小学校の体育科授業中にスキーをしていた児童とスノーボード滑走中の申立人が衝突した事故について、平成29年4月11日付で、スノーボードで滑走していた申立人から調停申し立てがなされた。（2）申立人の求める調停の内容、ア、相手方らは、申立人に対し、連帯して金1429万2092円及びこれに対する平成28年2月2日から支払い済みまで年5分の割合により金員を仮に支払え。イ、相手方らは、申立人に対し、連帯して平成29年3月から毎月末日限り金13万円を仮に支払え。（3）申立人は、現在も治療が続いていることから、損害額が確定するまでには時間を要することが見込まれます。申立人は既に相当額の治療費などを支出し、休業による収入もないことから、本調停において、損害の一部の仮払いを求めたものでございます。仮払いを求める金額は、調停申立て時まで支払った治療費などの実費のほか、休業損額など計1429万2092円と、リハビリが続いている状況にあることから、今後必要な治療費等として、毎月13万円とします。（4）なお、申立人の今後の回復状況に基づく後遺障害等級によって、後遺障害慰謝料及び後遺症逸失利益が損害額として追加となります。（5）平成29年7月6日の第1回調停期日においては、本件事故について、申立人の損害額、申立人と相手方らの過失割合が争点となると考えられること。申立人の傷害と治療経過から見て、損害の一部について、仮払いが必要な状況にあることは、共通認識であることが確認されました。損害額と過失割合が未確定ではあるため、申立人が本件調停で求めている金額の全額を仮払いすることは応じることはできませんが、本件事故の当事者の一人である町の債務の一部を果たすべきものと判断し、200万円であれば仮払いする旨を提案したところ、申立人もこれに応じるとの回答がございました。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、宮本議員。
- 7番（宮本裕之） 学校教育課長、今の説明の中で、町の債務と表現されましたが、債務じゃないでしょ、これは。訂正いただきたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 失礼しました。町の責務でございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第69号、調停に応じることについてを採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第69号、調停に応じることについては、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第70号 財産の取得について

○議長（伊藤久幸） 日程第6、議案第70号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第70号について概要を説明します。議案集8ページをお願いします。議案第70号、財産の取得について。本案は、雄鹿原・八幡診療所電子カルテシステム購入により、財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第70号、財産の取得につきまして、保健課からご説明させていただきます。1、物件名、雄鹿原・八幡診療所電子カルテシステム。2、納入場所、北広島町雄鹿原診療所外1。3、買入価格、1501万2000円。4、契約の相手方、広島市中区胡町4-21、富士通エフ・アイ・ピー株式会社、中四国支社、支社長山下定利。5、納入期限、平成29年11月30日。雄鹿原診療所及び八幡診療所の電子カルテシステム購入により財産の取得をするものでございます。雄鹿原診療所及び八幡診療所の現在の電子カルテシステムは、平成21年に購入し、通常の耐用年数の5年を超え、8年が経過しております。そのため故障等不具合が生じた場合の対応が困難となっております。雄鹿原診療所の電子カルテシステム一式が907万2000円、八幡診療所1式が594万円で、合計が1501万2000円でございます。電子カルテシステム購入につきましては、国保特別調整交付金を活用いたします。新システムを購入することにより、診療所業務の円滑化を図ってまいります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部です。質問なんです、この雄鹿原、それから八幡診療所となっておりますが、これは2つの診療所に同じシステムを入れて、そして患者さんとか、そういった情報は共有できるという認識でよろしいんですか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） はい、患者さんの共有はできると聞いております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 12番、服部議員。

- 12番（服部泰征） この金額の中には、電子カルテシステムであります。ハードの部分、パソコンの部分と、それからレセコン、医師の診療報酬請求の部分も含まれているのでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） おっしゃるとおり、ハードも含めて一式でございます。レセプトも含めてでございます。
- 議長（伊藤久幸） 12番、服部議員。
- 12番（服部泰征） 最後に、月々のハードとソフトの保守料金というのは幾らぐらいになるのでしょうか。恐らく保守がハードとソフトとそれぞれかかってくると思うんですが、そういった情報は。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 保守料金でございますが、雄鹿原診療所のほうが、ハードのほうの保守が68万9000円と、ソフトのほうが62万1000円でございます。八幡のほうも、同じように、ハードとソフトのほうで、ハードが30万9000円、ソフトが61万9000円の保守料を組んでおります。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 今の保守料金ですが、質問は月々の保守料金と聞いてあったが、これは月々の料金でしょうか。
- 保健課長（福田さちえ） 申し訳ございません。今伝えたのは、年間でございます。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第70号、財産の取得についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第70号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第71号 財産の取得について

- 議長（伊藤久幸） 日程第7、議案第71号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案第71号について概要を説明します。議案集10ページをお願いします。議案第71号、財産の取得について。本案は、大朝・新庄浄化センター移動脱水車購入により財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細については担当から説明いたします。
- 議長（伊藤久幸） 上下水道課長。
- 上下水道課長（中川克也） 議案第71号、財産の取得につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。1、物件名、大朝・新庄浄化センター移動脱水車。2、納入場所、北広島町大朝・新庄浄化センター。3、買入価格、1億859万4000円。4、契約の相手方、広島県

山県郡北広島町阿坂3432番地5、阿坂モータース株式会社、代表取締役平田時吉。5、納入期限、平成30年3月31日。こちらは、大朝・新庄浄化センター移動脱水車の購入につきまして、その取得をご審議をいただくものでございます。現在の使用しております移動脱水車は、大朝浄化センターと新庄浄化センターの発生汚泥の脱水処理を行っております。平成8年3月に購入をいたしまして、経過年数が21年たっております。これまで適切な日常点検や修繕を実施し、公共水域の保全、公衆衛生の保全に努めてまいりました。しかしながら、既に標準耐用年数、車両の7年間、車両に載せております車載機械につきましては10年が耐用年数でございますけれども、既に大きく超過をしております。経年によります発錆、腐食、破損等の劣化が見られるようになっております。今後、運転管理を進めていく中で、突発的な故障が発生し、機能が停止する可能性が非常に高く、そうなった場合の水質保全への影響が考えられます。また、脱水汚泥を処分していただく処分場の受け入れ条件が脱水汚泥含水率85%から83%以下であります。現状の機械においては、平均値でも88%を超えることもあり、長寿命化に係る社会資本整備交付金の交付対象にもなることから、今回更新をして適正な処理に努めてまいるのでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。3番、真倉議員。

○3番（真倉和之） 3番、真倉です。ちょっと聞きたいんですが、今、移動脱水車というのは大朝・新庄だけでしょ。それで、この脱水はどこでするんですか。あそこの施設のところ、この機械を使って脱水されるのか。どこか持って行って脱水されるのか。それからもう1つ、耐用年数については、先ほど、車両が7年、脱水装置が10年と言われましたが、これ間違いないんですか。すると、結構、安いものでないかと思ったりするんですが、例えばの考え方、千代田で持ってきて脱水するような方法はできないのか。その点について、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 脱水をする場所につきましては、それぞれの浄化センターにそういった場所がありますので、そちらのほうへ移動して行ってまいります。車両につきましては、新庄の浄化センターに入る進入路が幅が狭いということもありまして、4t車で購入させていただいて脱水を行うというふうになっております。それから、耐用年数につきましては、下水道の業務を進めていく中で、下水道事業の手引きというものが毎年発行されておまして、その中で耐用年数が標記されております。移動脱水車につきましては、先ほど申し上げました車については7年、車載しております機器につきましては10年というふうに明記がされております。それから千代田浄化センターへの搬送して脱水することができないかというご質問ではございますが、可能なのは可能ではございますけれども、その搬送料金が結構、今お幾らというふうには、ちょっと資料がないので申し上げられませんが、かなりの費用が掛かるということで、それが恒常的なものになってくるということは、かなりの費用負担が車両を購入する以上に掛かってくるということがありますので、今回、移動脱水車を購入させていただくということにさせてもらっております。以上です。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第71号、財産の取得についてを採決します。本案について



原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第71号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第72号 財産の取得について

○議長（伊藤久幸） 日程第8、議案第72号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第72号について概要を説明します。議案集12ページをお願いします。議案第72号、財産の取得について。本案は、大朝支所除雪ドーザ購入により財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細については担当から説明します。

○議長（伊藤久幸） 大朝支所長。

○大朝支所長（清水繁昭） 議案第72号、財産の取得について。大朝支所からご説明申し上げます。これは、大朝支所管内の除雪のための除雪ドーザを購入するものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、町議会の議決を求めるものでございます。これにつきまして、内容をご説明申し上げます。1、物件名、大朝支所除雪ドーザ。2、納入場所、北広島町大朝支所。3、買入価格、1074万6000円。4、契約の相手方、広島県山県郡北広島町壬生58番地1、有限会社山田石油店。取締役山田照明。5、納入期限、平成29年11月30日でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（伊藤久幸） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第72号、財産の取得についてを採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第72号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これで平成29年第4回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 35分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員